明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（六五）　四
○公文書等の管理に関する法律（六六）　一〇

〔政　令〕
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令及び公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（一七四）　一六

〔府　令〕
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三八）　一八

〔省　令〕
○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業三九）　一九

〔告　示〕
○ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を定めた件（経済産業二二六）　一九
○スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を定めた件（同二二七）　二二

〔官庁報告〕
国家試験
通関士試験公告（財務省）　三三
医師国家試験の施行（厚生労働省）　三三
医師試験委員の公告（同）　二四
歯科医師国家試験の施行（同）　二五
歯科医師試験委員の公告（同）　二五

〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、プログラムの著作物に係る登録関係　三四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（法律第六五号）（厚生労働省）

一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　育児休業の改正

㈠　育児休業の申出

育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内に、労働者（当該期間内に産後休業を取得した者を除く。）が当該子を養育するためにした最初の申出によりする育児休業をした場合は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、特別な事情がない場合であっても再度の育児休業申出をすることができることとした。（第五条第二項関係）

㈡　育児休業申出があった場合における事業主の義務等

労働者の配偶者で当該育児休業申出に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができる者に該当する場合に、労使協定で定めた場合に当該労働者からの育児休業申出を拒むことができる旨の規定を削除することとした。（第六条第一項第二号関係）

㈢　同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例

労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における育児休業等の規定の適用については、「一歳に満たない子」とあるのは「一歳に満たない子（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用するこの項の規定により育児休業をする場合にあっては、一歳二か月に満たない子）」等と読み替えることとした。ただし、この場合における育児休業開始予定日とされた日が、当該育児休業に係る子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日前である場合には適用しないこととした。（第九条の二第一項及び第二項関係）

2　子の看護休暇の改正

子の看護休暇に関する制度について、一の年度において五労働日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、一〇労働日）を限度として、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして定める当該子の世話を行うために休暇を取得できることとした。（第一六条の二第一項関係）

3　介護休暇の新設

㈠　要介護状態にある対象家族の介護その他の定める世話を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において五労働日（要介護状態にある対象家族が二人以上の場合にあっては、一〇労働日）を限度として、当該世話を行うための休暇（介護休暇）を取得することができることとした。（第一六条の五第一項関係）

㈡　事業主は、当該事業主に引き続き雇用された期間が六月に満たない労働者等のうち、労使協定で定められた労働者が申し出た場合を除き、介護休暇の申出を拒むことができないこととした。（第一六条の六関係）